**平成２４年（フ）第３４号**
沖縄県国頭郡東村字川田587番地
債務者　新城　千秋
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
那覇地方裁判所名護支部

**平成２４年（フ）第３７号**
沖縄県名護市大中３丁目２番16―201号　當眞第一アパート
債務者　上間　広美
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
那覇地方裁判所名護支部

**平成２４年（フ）第６９号**
山口県周南市江の宮町３番21号橋本アパート201号
債務者　俣賀　昭彦
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２４年（フ）第１１８号**
長崎県佐世保市柚木町1395番地
債務者　宮崎　文子
1　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

## 破産手続廃止

**平成２３年（フ）第１１９４６号**
東京都豊島区東池袋２―６―11、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区砧６丁目９番３号
破産者　株式会社メディカルシルクロード
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１６６２０号**
埼玉県加須市砂原2555番地２
破産者　本丸建設株式会社
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１７７９５号**
東京都墨田区京島１丁目45番１号
破産者　株式会社ビュー・エキスプレス
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１５８５号**
東京都渋谷区東１丁目13番12号
破産者　株式会社グラン
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１５８６号**
神奈川県横浜市都筑区勝田南２丁目23番25号
破産者　株式会社アクタシステムズ
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１８９２号**
東京都渋谷区恵比寿１丁目19番15号
破産者　ブロードバンドセンター株式会社
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１９００号**
埼玉県さいたま市緑区大字三室2613番地５コーラルハイツＢ102号
破産者　有限会社日栄金属
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１９０１号**
埼玉県さいたま市緑区大字三室2614番地６
破産者　株式会社ドリームライト
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１９０２号**
埼玉県川口市上青木６―27―10、住民票上の住所埼玉県さいたま市緑区大字三室2614―６
破産者　石川　智之
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１９２６号**
千葉県松戸市松戸1797番地
破産者　株式会社松戸印刷所
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第２１１０号**
神奈川県横浜市鶴見区東寺尾２丁目４―10
破産者　大友　旬子
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第２１３６号**
東京都江戸川区北葛西１丁目22―４
破産者　黄木　良三
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第２３５９号**
神奈川県平塚市中原３丁目15―36、開始決定時の住所神奈川県平塚市中堂18―12
破産者　長島　廣紀
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第２５０２号**
東京都新宿区百人町３丁目１番５号
破産者　合同会社ミヤシタエンジニアリング
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第２５０３号**
東京都新宿区百人町３丁目１―５―2102
破産者　宮下　秀文
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第２７４８号**
千葉県船橋市咲が丘１丁目２番10号
破産者　株式会社浜崎宝飾
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部